

早めの提出で安心! 税の申告

問合せ 確定申告について

津島税務署 ☎26-2161

電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

市・県民税について

市税務課市民税G ☎55-9263



所得税や市・県民税の申告は自分で作成し、早めの提出をしましょう!!

令和3年分の所得(所得税、市・県民税)の申告が始まります。感染症拡大防止のため、簡単・便利な自宅等からのe-Taxや郵送での申告書提出にご協力をお願いします。

津島税務署が開設する申告期間・受付会場①

| 場 所 | 期 間 | 受付時間 |
|---------|---|-----------|
| 津島市文化会館 | 2月16日(水)～3月15日(火)の平日 2月20日(日)・27日(日) | 午前9時～午後5時 |

「入場整理券」は、各会場での当日配布またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配布されます。感染症対策を講じるため、受付を早めに終了する場合があります。

確定申告会場への入場には

「入場整理券」が必要です!

「入場整理券」は、会場での当日配布、または、LINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配布されます。

全て配布した場合など配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。



国税庁
LINE公式アカウント

ご注意ください!

- ・入場時に、当日配布した「入場整理券」もしくはLINEアプリで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- ・「入場整理券」には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間帯内に会場へお越しください。
- ・指定された時間帯に遅れた場合は、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間帯内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

確定申告会場にお越しになる方へ

～感染リスク軽減のための対応～

税に関する相談は、チャットボットやお電話でも可能です。

※チャットボットはAIを活用した「税務職員ふたば」がお答えする自動会話プログラムです。



税務職員ふたば



確定申告会場へ お越しになる方へのお願い

- ・入場の際に検温を実施させていただきます。
- ・咳・発熱(37.5度以上)等の症状がある場合や体調がすぐれない方は、入場をお断りさせていただきます。ご自宅からの確定申告や後日の来場をお願いします。
- ・ご来場の際は、必ずマスクを着用していただき、手指のアルコール消毒をお願いします。
- ・混雑緩和のため、ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

市が開設する申告期間・受付会場②

| 場 所 | 期 間 | 受付時間 |
|---------------|--|------------------------|
| 市役所4階 大会議室 | 2月16日(水)～3月15日(火)の平日 | 午前8時30分～11時 午後1時～4時 |
| 神守支所 | 2月16日(水)～3月1日(火)の平日 3月7日(月)～15日(火)の平日 | 午前9時～11時 午後1時～4時 |
| 神島田連絡所 | 3月2日(水)～4日(金) | 午前9時～11時 午後1時～4時 |

感染症対策のため**入場制限**を行います。申告期間中は、当日会場入口に設置する「受付時間枠を指定した番号札」による受付を行います。混雑状況により**入場いただけない**こともあります。

また、**複数の配当所得や給与所得、寄附金控除を申告される方、医療費控除明細書等が未作成の方は当日受付をお断りする場合があります。**

皆さんの安全確保のためにも、申告書は会場入口付近に設置する**申告書受付箱**への投函、または**郵送**による提出にご協力をお願いします。

提出先 〒496-8686(住所不要)
津島市役所税務課宛

- ・市・県民税申告書は市ホームページからダウンロードできます。
- ・市・県民税の申告書に限り、申告期間前でも市役所2階税務課窓口で随時受付します(開庁日に限る)。
- ・申告会場入口付近での混雑緩和にご協力をお願いします。
- ・受付番号ごとの目安となる受付時間帯を番号札と会場入口に掲示しますので、再度その時間帯にご来場ください。
- ・37.5度以上の発熱の症状がある方や体調の優れない方は、来場をお控えください。
- ・ご来場の際はマスク着用をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症の動向により、申告会場を閉鎖する場合があります。

●所得税の確定申告

昨年1年間の事業や収入の総決算です。事業している方、公的年金収入以外にも収入のある方、または給与収入のある方でも次に該当する場合は確定申告をしてください。

- ・給与の年収が2,000万円を超える方
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計金額が20万円を超える方
- ・給与の支払いを2カ所以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計金額が20万円を超える方
- ・確定申告をすると所得税が還付される方

申告期間・会場 ①②のとおり

●市・県民税の申告

令和4年1月1日現在、市内に居住している次の方は、市・県民税の申告をしてください。なお、所得税の確定申告書を提出した方は、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません。

- ・令和3年中に所得があった方
- ・給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されていない方
- ・給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方
- ・公的年金収入400万円以下かつ公的年金以外の所得が20万円以下の方で、源泉徴収票以外の所得控除等がある方
- ・特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得について所得税と異なる課税方式を選択される方(8ページの「**申告手続きの簡素化**」を利用しない方)
- ・災害や盗難などの雑損控除や医療費控除などを受けようとする方
- ・住所が市外にあって、事務所、事業所、家屋敷が市内にある方

申告期間・会場 ②のとおり

申告書の作成・提出は国税庁ホームページから



確定申告





税金の還付を受けるための確定申告をお考えの方へ

申告義務のない方の還付申告は、5年間提出することができます(令和3年分の確定申告の場合は、令和8年12月31日まで)。年末調整済みの給与所得の方で、ふるさと納税や医療費控除により還付を受ける方は、こちらに該当します。

確定申告会場の混雑緩和のため、津島税務署に4月以降もご相談ください!

申告の相談をされる方へ

◆次の方は津島税務署(文化会館内申告会場)へ

- ・ 個人事業主で青色申告決算書が未作成または作成の相談をされる方
- ・ 確定申告をされる方で事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成の方
- ・ 令和3年中に土地や家屋、株式を売却された方
- ・ 家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ・ 死亡した方の確定申告をされる方

◆医療費控除の適用には「医療費控除の明細書」の添付が必要です

「医療費控除の明細書」は「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入し、生命保険や社会保険などで補てんされる金額も記入します。なお、申告書に医療費の領収書の添付は不要ですが、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

また、医療保険者からの医療費通知を添付する場合は、医療費通知に記載されている分について明細の作成を省略できます。

医療費控除は、その年中に支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差し引き、残った額から10万円または所得金額の5%のどちらか少ない額を差し引いた額が控除額になります。支払った医療費の全額が控除額にはなりません。

◆申告書の作成にはマイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要です

次の方法により本人確認(番号確認および身元確認)をします。

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カードや個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証、パスポートなどの写真つき身分証明書

※写真つき身分証明書が困難な場合には健康保険証など



◆必要書類等の確認を

申告に必要な書類等は、あらかじめ確認の上、ご持参ください。また、税務署からの「確定申告のお知らせ」はがきがある方は、併せてお持ちください。

なお、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、市政のひろば1月号12ページをご覧ください。

令和3年分申告時の主な注意点

特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

個人住民税において特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について申告不要とする場合、原則確定申告の提出のみで申告手続きが完結できるようになりました。ご利用の方は、確定申告書における個人住民税に係る附記事項に記入してください。

あなたの申告は？

下記の①②③の当てはまるところで確認してください。

①給与

年末調整は済んでいますか？

はい

いいえ

次のうち1つでも該当しますか？

- ・年末調整済以外の給与がある。
- ・年金など給与以外の所得がある。

はい

いいえ

次のうち1つでも該当しますか？

- ・給与を2カ所以上からもらっている。
- ・給与が103万円を超える。
- ・源泉徴収されている。
- ・年金など給与以外の所得が20万円を超える。

いいえ

それは20万円を超えていますか？

はい

いいえ

控除に変更がありますか？

(扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除・雑損控除等)

はい

いいえ

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

所得税の確定申告をしてください。

申告の必要はありません。

所得税の確定申告をしてください。

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によって市・県民税の申告が必要となる場合があります。

②個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

所得額が控除額を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

③年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

あなたの年齢は65歳以上ですか？(昭和32年1月1日以前生まれの方)

はい

いいえ

※給与所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告書の提出が必要となります。

年金収入が年間で148万円を超えますか？

年金収入が年間で98万円を超えますか？

いいえ

いいえ

はい

はい

申告の必要はありません。
ただし、源泉徴収されている方は所得税の確定申告をすると所得税が還付されます。

市・県民税の申告をしてください(源泉徴収票どおりの場合は、申告の必要はありません)。
ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によって所得税の確定申告が必要となる場合があります。

①②③のいずれにも当てはまらない方

家族の扶養に入っていますか？(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。